

2019.03.08

SV 会員(ドイツ)の退会手続きをせずに会費未払い状態の方へお知らせ

SV 会員の退会手続きをせずに会費未払い状態となった場合、SV ではその会員に対する取扱方法の変更があり、滞納会費の徴収は専門会社に委託されます。そして会費の支払いが行われるまで延滞金が加算されます。

日本的な感覚で SV からの会費請求を無視して、あるいは会費納入をすっかり忘れていて、数年後に再入会しようとする、それまで支払っていなかった会費 + 延滞金 (かなり高額です) が請求されます。

つまり、SV では退会手続きをせずに会費未納状態の人は、日本のように自動的に非会員とならず、「いつまでたっても会費を払わない人物」となりますのでご注意ください。

© SVJ